



## 数字で読み解く『インドネシア』 - 第10回 -

ご参考資料  
2012年12月27日

インドネシアの魅力や現状をご紹介します「数字で読み解くインドネシア」。  
前回は東南アジアの経済協力についてご説明しました。年の瀬を迎え、クリスマス、お正月とイベントが続きますが、最終回となる今回は『インドネシアの祝日』について数字を読み解きます。

多宗教であるがゆえに、インドネシアには

1年に **4回** もお正月があるって本当！？

### 多様な民族、言語、宗教が存在

インドネシアは2億人を超える世界第4位の人口を有しており、その中に300以上の民族と、500以上の言語が存在し、複数の宗教が信仰されるなど、多様性に富んでいます。

インドネシアの主な民族はジャワ人で、人口の約半数を占めますが、その他にスダ人、マドゥラ人、マレー人など、多くの民族が存在します。公用語は独立後に定められたインドネシア語ですが、各地では今でも地域ごとの言語が使われています。また、国民の約9割がイスラム教を信仰していますが、インドネシアはイスラム教のみを認めているわけではありません。信仰の自由が認められており、イスラム教のほか、キリスト教（プロテスタント、カトリック）、ヒンドゥー教、仏教、儒教の6つを国が認めています。そして、これら各宗教の行事に即して、インドネシアの祝祭日の多くが定められています。各宗教に関連する祝祭日は、イスラム教はイスラム暦、ヒンドゥー教はサカ暦のようにそれぞれの暦に基づいて決められるため、インドネシアでは元日、独立記念日、クリスマス以外は年により日付が変わります。間もなく、新年を迎えますが、インドネシアにはお正月が年4回あります。まず、西暦の元日。2月はイムレック（中国正月・春節）。中華系インドネシア人が寺院で祈りを捧げ、獅子舞が街を練り歩きます。3月はニュピ（ヒンドゥー教の正月）、ヒンドゥー教徒は精神修養のため断食と瞑想に専念します。そして、11月はイスラム教の正月です。ただ、インドネシアではこの日よりイドゥル・フィトリ（断食明け祭）の方が新年を祝うという意味では、より盛大にお祝いされます（図：1）。

インドネシアのように300以上の民族が共に暮らし、多様な言語、宗教が共存するという国は世界でも数少ないでしょう。多様性に富んだ人々が暮らす国「インドネシア」。豊富な人口と恵まれた資源、そしてめざましい経済成長から注目されるこの国に、今後より一層の発展が期待されます。

【図：1】2013年インドネシアの祝祭日

1月 1日(火)	元日
1月24日(木)	ムハマッド降誕祭
2月10日(日)	イムレック(中国暦正月)
3月12日(火)	ニュピ(サカ暦新年)
3月29日(金)	キリスト受難日(聖金曜日)
5月 9日(木)	キリスト昇天祭
5月25日(土)	ワイサク(仏教大祭)
6月 6日(木)	ムハマッド昇天祭
8月5日(月)～7日(水)	政令指定休日
8月8日(木)～9日(金)	イドゥル・フィトリ(断食明け祭)
8月17日(土)	独立記念日
10月14日(月)	政令指定休日
10月15日(火)	イドゥル・アドハ(メッカ巡礼最終日)
11月 5日(火)	イスラム暦新年
12月25日(水)	クリスマス
12月26日(木)	政令指定休日

出所：インドネシア共和国観光クリエイティブエコノミー省のデータをもとにHSBC投信が作成



写真提供：日本アセアンセンター



## 留意点

### <当資料に関する留意点>

- ▶ 当資料は、HSBC投信株式会社(以下、当社)が投資者の皆さまへの情報提供を目的として作成したものであり、特定の金融商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- ▶ 当資料は信頼に足ると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。
- ▶ 当資料の記載内容等は作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
- ▶ 当社は、当資料に含まれている情報について更新する義務を一切負いません。

### <投資信託に関する留意点>

#### 投資信託に係わるリスクについて

- 投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としており、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し損失が生じる可能性があります。従いまして、投資元本が保証されているものではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。購入の申込みにあたりましては「投資信託説明書(交付目論見書)」および「契約締結前交付書面(目論見書補完書面等)」を販売会社からお受け取りの上、十分にその内容をご確認頂きご自身でご判断ください。

#### 投資信託に係わる費用について

- 購入時に直接ご負担頂く費用…… 購入時手数料 上限3.675%(税込)
- 換金時に直接ご負担頂く費用…… 信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に  
間接的にご負担頂く費用…………… 運用管理費用(信託報酬)上限年2.1%(税込)
- その他費用…………… 上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。  
交付目論見書、「契約締結前交付書面(目論見書補完書面等)」等でご確認ください。

注: 上記に記載のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。  
費用の料率につきましては、HSBC投信株式会社が運用するすべての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

## HSBC投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号  
加入協会 社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会